

国民年金だより

障がい者になつたら 障害年金に該当する可能性があります

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していなく日本に住んでいる）に初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関にかかった日のこと）のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になった人が受けられる年金です。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

◆受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

◆障害年金受給後に子が生まれた人にも加算があります

障害基礎年金を受けられる人に、生計を維持されている子がいる場合は年金額に加算があります。ただし、年金を受けられるようになったときに子がいなかった場合は、後に子が生まれても加算はありませんでしたが、平成23年4月1日から障害基礎年金の受給者が、年金を受給するようになった後に子が生まれて生計を維持するようになった場合にも加算が認められるようになりました。

◆国民年金加入前に障がい者になつた人は

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障がい者になつた場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

※ 病状では障害年金に該当するものの保険料の未納があるため納付要件で該当しないことがありますので納付もしくは免除を忘れずにしましょう。

※ 障害年金の1、2級と身体障害者手帳の級は同じではないので注意してください。

(例) 心臓ペースメーカーの装着または人工弁を置換した場合

－身体障害者手帳は1級ですが障害厚生年金では3級となります。

ご不明な点は、役場町民生活課 年金担当 (☎42-2275内線252) へお問い合わせください

《広告》

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

えんどう桔梗マタニティクリニック

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

LDR(分娩室)リニューアル 和室病室も新設 産前・産後ケア充実

5月の日曜診療は、10日・24日になります。

入院設備完備

JR桔梗駅 国道5号線 (旧国道) 至七飯町→

函館駅 至函前駅 (中之沢小学校) 至七飯町→

午前(9:00~12:00) 午後(14:30~18:00)

休診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

午前(9:00~12:00) 午後(14:30~18:00)

休診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。電話問い合わせ可(診療時間内)。(桔梗駅前通り中之沢小学校前)

函館市桔梗5丁目7-15 TEL(0138)47-3001